

特別養護老人ホーム 第2有隣ホーム 地域交流ホール 使用規約

第1条（趣旨）

特別養護老人ホーム第2有隣ホーム（以下「本施設」という。）は、地域福祉の向上に寄与し、地域住民が安心して暮らせるよう、様々な支援活動の拠点となることを目的とします。その一環として、併設する地域交流ホールを地域の皆様にお使いいただき、地域に貢献するよう努めます。

本規約は本施設の地域交流ホールをお使いいただくにあたり、必要な事項を定めるものです。

第2条（使用目的）

本施設の地域交流ホールは、本施設入所者等と地域住民との交流、地域住民間の交流に資する活動のために使用するものとします。

第3条（主要設備等）

本規約に基づき使用できる地域交流ホールの施設及び主要設備等は下記の通りです。

【名称】第2有隣ホーム地域交流ホール

【面積】55.00 m²

【定員】25人程度

【主要設備等】空調設備、音響設備、映像設備、机、椅子

第4条（使用できる者）

地域交流ホールを使用できる者は、原則、構成員総数が5名以上で、下記の要件を満たしている団体とします。

- ① 構成員の半数以上が世田谷区内に在住、在勤、在学していること。
- ② 代表者は、施設使用についての責任及び使用料の支払い義務を負うことのできる、18歳以上の世田谷区在住者であること。

第5条（団体登録）

地域交流ホールを使用する団体は、あらかじめ使用団体登録申請書（所定様式）を提出し、使用団体登録証明書の発行を受けるものとします。

第6条（使用できる日時）

地域交流ホールを使用できる時間は、土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日まで）を除いた午前9時から午後4時までの間で、本施設の運営、維持管理等に支障のない範囲とします。

第7条（使用時間帯）

使用時間帯は下記の2区分とし、1区分を1単位として、使用希望日時を受け付けるものとします。但し、同一団体の使用は、原則として、週1回かつ月8単位を限度とします。

午前 午前9時から午前11時30分まで

午後 午後1時30分から午後4時まで

※午前と午後を連続して使用する場合は、間の時間帯も使用することができます。

※※使用する15分前から所定の手続きを行い、使用準備をすることができます。

また使用後は退出時間終了後15分以内に使用終了の手続きを完了することとします。

第8条（使用申込）

地域交流ホールの使用を希望する団体は下記のとおり使用申込を行うものとします。

【使用受付】 使用日の前々月の1日（1日が土日祝日の場合は、翌日以降の平日）より先着順にて受け付けます。

【受付時間】 平日の午前10時から午後5時まで。

【受付方法】 03-3482-3911 への電話による。

【使用当日の手続き】 ①使用前

使用開始前に事務室で使用団体登録証明証を提示して、使用申請書に記入をしてください。

②使用后

使用後は、施設職員の点検を受けたのち、事務室にて使用料金の支払いをしてください。

2. 申込団体がこれまでの使用について、次のいずれかに該当しているときは、使用申込をお断りする場合があります。

①申込後、連絡なく、地域交流ホールを使用しなかったとき。

②この規約の内容に違反したと認められるとき。

③使用キャンセルが度重なる場合には、使用団体登録を抹消いたします。

3. 使用申込を受けた際、管理上必要な条件を加える場合があります。
4. 使用にかかる手続きの方法や使用時間帯は、必要に応じて変更することができるものとします。

第9条（申込の取消及び変更）

申込の取消及び変更については、使用日前の平日午後5時までに本施設に連絡をしなければなりません。

第10条（使用权の譲渡等の禁止）

地域交流ホールの使用申込をした団体が、使用の権利を譲渡、又は、貸与することはできません。

第11条（施設利用および実費負担金）

地域交流ホールを使用する際の【施設利用料】は、原則として「無料」です。ただし、利用に伴い施設側に発生する経費の一部を補填するため、下記のとおり「実費負担金」のご協力をお願いしております。実費負担金は実使用時間によらず、単位ごとで一律の金額とし、使用当日に本施設に直接支払うものとします。但し、町会、自治会及び本施設の運営に関するボランティア活動を行う団体については、当該実費負担金の免除又は減額を申請することができます。

【施設利用料】 原則無料

【光熱水費等の実費負担金】 当スペースの利用にあたり、空調・証明等の光熱水費および清掃・消毒等にかかる実質負担として、以下のご協力をお願いしております。

午前（9時～11時30分）：1,000円

午後（1時30分～4時）：1,000円

【付帯設備の維持管理・消耗品実費】 精密機器のメンテナンスおよび消耗品代として、使用をご希望の団体には以下のご負担をお願いしております。

音響設備（ワイヤレスマイク付）：500円

プロジェクター：2,000円

第12条（使用の制限）

次の各号に定める使用の制限事項に該当する場合は、地域交流ホールを使用することができません。これらの事項に該当すると判断した場合、本施設の施設長は、使用申込受付後（使用中も含む）においても、使用の承認の取消または使用停止の措置をとることができるものとします。この場合に生じる使用者のいかなる損害に対しても、本施設は一切の責任を負いません。

- ① 営利を目的とするとき（実費徴収の範囲であっても内容を審査いたします）。
- ② 秩序を乱す恐れのあるとき（暴力団関係者、東京都暴力団排除条例に定義されるものも含む）。
- ③ 宗教的な会合や政治的な会合、これらに類する集会目的の場合。
- ④ 法令や本規約に反する行為があったとき。
- ⑤ 申込時の使用目的と実際の使用内容が異なるなど、申込内容に虚偽があると認められるとき。
- ⑥ 施設入所者等及び周辺に迷惑を及ぼしたとき、又は及ぼす恐れがあると認められるとき。（楽器等やマイクの使用時の音量や振動等も含みます）。
- ⑦ 地震等の災害発生に伴い、福祉避難所の設置等、地域の防災拠点として高齢者等の受け入れが必要となったとき。
- ⑧ その他、本施設の運営管理において支障が生じると認められるとき。

第13条（遵守事項）

地域交流ホールを使用する方は、次の各号に掲げる事項を守らなければなりません。

- ① 地域交流ホールの使用に際しては施設職員の指示にしたがうこと。
- ② 準備及び片付けは使用時間内に行うこととして、使用時間を遵守すること。
- ③ 地域交流ホール以外の場所に施設職員の許可なく立ち入らないこと。
- ④ 施設内での調理は禁止します。また調理器具の貸し出し及び持ち込みは不可とします。
- ⑤ 敷地内での飲酒、喫煙は禁止します。
- ⑥ 発生したごみは使用団体がすべて持ち帰ること。
- ⑦ 可能な限り公共の交通機関を使い、自転車等を使用した場合については施設より指示された場所にとめること。
- ⑧ 物品の運搬などに車両を使用する場合は、事前に車両の大きさと台数を施設に報告し、了承を得た範囲で対応すること。

※物品の搬入などに使用する車両（～1 tトラックまで）について、駐車スペースは1台分のみとなります。

- ⑨ 施設内に消防法令で定める危険物を持ち込まないこと。

例）可燃性ガス及び液体（カセットボンベも不可）、毒物及び劇物等

第 1 4 条（使用登録証明書の携帯）

地域交流ホールを使用する際は、使用登録証明書を常に携帯し、施設職員より提示を求められた際は、速やかに提示するものとします。

第 1 5 条（特別の設備等）

使用に際して、特別の設備、機器を持ち込み、又は施設の設備等に変更を加えてはなりません。

第 1 6 条（原状回復の義務）

使用が終了した際は、設備及び備品等を所定の位置に戻すなど現状に回復をするものとします。使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも同様とします。

第 1 7 条（掲示物の設置について）

本施設の敷地内に催事案内の会場誘導看板等を掲示する場合は、事前に相談をして許可を受けるものとします。

第 1 8 条（免責及び損害賠償について）

地域交流ホール使用中の盗難、破損事故、人身事故については、その原因の如何を問わず、本施設は一切の責任を負わないものとします。

2. 本施設を使用中に設備及び備品等を毀損、又は滅失したときは、本施設の施設長が相当と認める損害額を賠償していただきます。
3. その他、本規約に反する使用に起因し、本施設が損害を被った場合には、本施設の施設長が相当と認める損害額を賠償していただきます。

第 1 9 条（その他）

その他、本規約に規定のない事項は、都度、協議により決定します。その際、必要に応じて行政等に意見を照会し、判断するものとします。

附則

（施行及び改定）

令和 6 年 1 2 月 1 日施行

令和 8 年 7 月 1 5 日改定